

スポーツ活動における施設利用についてのお願い

令和2年9月1日～

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設利用については以下のとおりとします。
なお、アンダーラインは前回から変更した部分です。

(1) スポーツ活動を行う際の留意点について

- ①周囲の人となるべく距離をとる。(2m以上)
- ②チームスポーツにおいては、人が密集したり接触したりする機会が少なくなるような練習内容にする等、内容を工夫する。
- ③大声を出したり、向かい合って発声したりしない。
- ④パスやキャッチボールの練習は適度な距離を確保して行う。
- ⑤ペアで行う練習時間を必要最小限にとどめる等工夫して行う。
- ⑥タオル等、個人で使用する物の共用はしない。
- ⑦道具の使い回しはしない。やむを得ず使い回す場合は、使用前後に消毒を行う。
- ⑧各学校や上位団体より「活動の指針」がある場合は、そちらに従うこと。
- ⑨利用施設ごとにチェックシート※を記入し提出すること。

※チェックシートは備え付けの物を利用するか、村山市民体育館事務局にて配布しています。

(2) 活動場所における活動人数の目安

屋内施設、屋外施設ともに活動人数の制限を解除する。

大会等の交流を行う場合は、スポーツ庁の指針に沿って、体育館観覧席の入場者数を収容定員の半分程度以内(260席)とする。また、屋外にあつては、人と人との距離を十分に確保する等、感染リスクを減らすよう大会主催者側で対策を行うこと。

○未だ、感染拡大が続いている状況です。感染予防対策を徹底した活動をお願いします。

(3) 感染予防対策について

- ①スポーツ活動の前後、また会話等をする場合はマスクを着用すること。
(スポーツ活動を行う際は、2m以上の間隔をとったうえで外して活動してもよい)
- ②こまめな手洗いを行うこと。(1回30秒以上)
- ③活動後は、使用器具を消毒すること。
- ④屋内で活動する場合は、こまめに換気(1時間に1回程度)を行い、密閉した空間を作らないこと。
- ⑤次の場合は、活動に参加しないこと。
 - ・発熱(37.5℃以上)や風邪症状等がある場合。
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方、また陽性の方と濃厚接触した場合。
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ⑥活動後は、速やかに退館すること。(施設内外で会話をしない、等)
- ⑦その他、有効な感染対策を行うこと。

(4) その他

- ①活動後の消毒で使うペーパータオル(使い捨て)等は、各団体で準備すること。
※当面、消毒液を用意しますが、各団体で準備くださるようご協力をお願いします。
- ②ごみは持ち帰ること。
- ③感染者が発生した場合は、速やかに報告すること。

※新型コロナウイルス感染の状況により変化します。
利用者の皆様のご理解とご協力をお願いします。